

交通安全NEWS

平成27年

6月1日

から

改正道路交通法の施行に伴い

自転車運転中に

危険なルール違反

を繰り返すと



自転車運転者講習

を受けることになります



自転車運転者講習

の対象となる危険行為

危険行為(14項目)

信号無視

- 遮断踏切立入り
- 指定場所一時不停止等
- 歩道通行時の通行方法違反
- 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 酒酔い運転
- 通行禁止違反

交差点安全進行義務違反等

- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 交差点優先車妨害等
- 通行区分違反
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度ながれ

自転車運転者が、
危険行為を繰り返す

- 3年以内に2回以上の摘発

危険行為を 反復

受講命令

交通の危険を防止するため、
都道府県公安委員会が
自転車運転者に講習を
受けるように命令

- 講習時間：3時間
- 講習手数料：5,700円

講習の受講

受講命令に違反した場合… 5万円以下の罰金



自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、
生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。

県内の交通事故発生状況を石川県警察ホームページに掲載してありますので御覧下さい。

(アドレス) <http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/>